



慶應義塾大学ビジネス・スクール

愛鋼工業株式会社（C）

破産法の申請

愛鋼工業では旧副社長の2名は顧問として会社に残っていた。それは前製造本部長と前経理本部長であったが、前製造本部長が会長の意を受けて組合工作を行っていたのと同様に、前経理本部長は密かに会社に出社しながら、何やら弁護士と相談している様子が見えだしたのは、平成11年の2月以降のことであった。

同副社長の机の上には、会社の資産明細表、債権・債務の明細表、担保設定状況など貸借対照表関係書類が山と積まれた。それを知った社長に対して、辞職せずに会社に残っていた社員から「前経理本部長は何かしている。作業を止めるとか解任をすべきある」という意見が進言されたが、社長はその提案に精神的には合意しながら、何らの措置も取らなかった。

その当時（平成11年3月）、会長は「資金繰りは自分が付ける」と社長への経営委譲方針の変更とも思える意思を表明した。しかし社長は『会長の意思表明は資金繰りにも動くという決心をしたのだ』、と会長を幾分なりとも信用していた気配もあった。

会長は住友金属工業に出向くという噂もあったが、それは実行は成されなかった。また海外企業の増資計画もあると言われていたが、それも実現には至らなかった。その代わり、怪しげな資金支援ができるという者が会長室に頻繁に来社するようになり、社長も会長の資金調達力への期待が増大していった。事実3月末には数億円の資金が振り込まれたが、その資金の返済期間は1月であった（会長の個人保証）。そして、その後新たな資金注入計画があり、それは、「会長

本ケースは「経営再建論」の講座のために作成した。社名や氏名は仮称である。現在破産手続き中につき複写を禁じる。（許斐義信）

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/>へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

Copyright© 許斐義信（2010年作成）

5 經由で 500 億円を貸し付けるので、会社は 400 億円をすぐに返済して欲しい。100 億円あれば会社は新規事業を立ち上げることができる。融資の見返りに、新規事業（産業廃棄物処理事業で、それは栃木県の某市の認可を得ていた。当時、産業廃棄物処理とそれに次ぐ一般廃棄物処理を含む内諾を得たプロジェクトを少なかつたし、PFI (Public Financial Initiative) という新しい民間資金活用型の官公事業への興味も増大してきたという背景があった）の権利を譲渡して欲しい。巧く行った暁には、譲渡担保を解除する」という条件をだしているという会長の説明を社長は信用していたのである。

10 会社更生法・民再法*の申請あるいは破産法の申請か

15 平成 11 年 2 月の組合との団体交渉では、『未払い賃金は払う』、『会社は再建に向けて鋭意努力中である』、『組合の協力が求めたい』という両工場長経由の説明が成されていたが、実際に 3 月には、この平成 10 年 12 月末以降の未払い賃金の半分以上が支払われ、組合も会社側の説得に部分的に疑心暗鬼ではあったが、まんざら信用できないものでもないかもしれないという意見を持つものの皆無ではなかった。

20 しかし、新規事業に係わる認可を得ていた合弁会社の株式は、平成 10 年末の資金繰りの見返りに某商社に質権設定を許していた。それを会長に黙って実行していた社長と会長との仲は、更に決定的になっていた。会長は「勝ってなことを遣るので折角の 100 億円が調達できないではないか」、『会社経営の継続が不可能になったのは社長の責任だ』と言わんばかりであった。

当然、なけなしの資金から 4 月には某筋からの借入金は返済された。

25 そして次ぐ 5 月 10 日支払い資金の枯渇に腐心していた経理部長は、「5 月連休中の会長の資金調達には期待している」、「社長も研磨剤部門を売却するために、交渉相手の社長がハワイで休暇期間を過ごしているので、出張の予定だ」と 5 月連休明けの資金調達を期待していた。

会社では、「鉄鋼メーカ系列企業へ事業譲渡の交渉をすべきだ」という者がいたり、そのためにも「合理化は必須条件なのだから、5 月を最終的決断の時期にすべきだ」という者もいた。

「会社が駄目でも自分達で会社経営はできる」という組合幹部もでていた。多くの議論が展開される中、5 月連休明けの平成 11 年 5 月 6 日が到来した。

30 会長は社長と旧経理担当副社長を連れて、東京地方裁判所を訪れ、破産申請を行った。

(注)* 当時は民再法の前の法、和議法であったが単純化した。

裁判所では即刻、同日に破産申立を受理、破産管財人も同日決定、通知された。

社長名義で債権者に対して自己破産申立の通知が出状されたが、その手紙には裁判所に提出された債務総額 77 億円を 15 億円上回る負債総額が記載されていた。そして債権者会議が平成 11 年 10 月 25 日に実施される予定であるとも記載されていた。（平成 11 年度の決算財務諸表は作成されず、同年度の株主総会も実施されることはなかった）

社長は、関係者にもまた社員にも挨拶すらせず、その後、清算業務を行っている期間にも会社に出社することも、また債権者に挨拶をすることも数カ月間はなかった。

社員には会長から同日付けで、解雇が申し渡された。

また同日、新聞では『長銀の元副頭取の都内ホテルでの自殺事件』を報道していた。それは余りにもドラマテックな合致であった。

さて中堅幹部は、その後も数週間は会社へ出社していたが、業務は専ら破産管財人のための資料整理の作業手伝いと会社の諸々の片付けが行われた程度であった。経理部長と数人の経理マンは破産管財人の要請で数カ月間、月 10 万円で雇用され、資料整理の手伝いを依頼されていた。

平成 12 年 10 月末時点では一度開催された債権者会議以外には、債権者へは何の音沙汰もなく、会社の清算作業を行う破産管財人は、債権者会議での『会長は背信行為がある。詐害行為を追求すべきだ』という債権者の申立に対して、困惑していたし、作業を継続するための資金も枯渇して、対応には腐心していた。しかし売却終了したと見なされていた不動産は実は売却買い戻しで帳場とは異なった実態であったことが判明して、急遽、支援していた某商社に買い取りを打診するなど、法的作業のための資金調達にも熱心にならざるを得なかった。（清算貸借対照表は未だ作成されてはいない）

九州工場は閉鎖されたが、新潟工場はその後も破産管財人の許可の下、組合が工場の操業を継続、製品の出荷は続いた。また多くの子会社は破産申請をした訳ではなく、従来 of 事業を継続、その一部で株式に質権設定をした子会社の経営権は、この債権者に異動し、新たな資本家の下で、その儘継続している会社や、事業譲渡で旧会社が清算されたり、その状況は様々であった。

その後、『会長は自己破産した』という噂が流れていたが真贋の程は判らない。

また、この過程で株式を売却した一部の金融機関をはじめとする法人株主のインサイダー的問

題が潜在化しているが、破綻情報を詳細に知らされてはいなかった一般株主からの訴訟も現段階では起こってはいない。

さらに高海会長が詐欺行為で追訴されたという情報もない。

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

© 2010年9月・P90